

会津大学情報センター運営委員会規程

(平成18年4月1日規程第26号)

改正 2024年4月1日規程第16号

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程（平成18年規程第10号）第24条の規定に基づき、会津大学情報センター（以下「センター」という。）運営委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) センターの管理及び運営に関する事項
- (2) センターにかかわる規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育及び研究活動の支援に関する事項
- (4) その他センター全般に関する事項

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる者で、学長の承認を得た委員をもって組織する。

- (1) 情報センター長（以下「センター長」という。）
- (2) コンピュータ理工学部の部門から選出された4名（コンピュータサイエンス部門から2名、その他の部門から各1名）の者
- (3) コンピュータ理工学部のセンターごとに選出された各1名の者
- (4) 事務局、学生部及び企画推進室から選出された各1名の者
- (5) コンピュータ理工学研究科から選出された2名の者
- (6) 上記以外かつ企画推進本部以外のセンターごとに選出された各1名の者

(任期)

第4条 前条第2号、第3号及び第5号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期中に欠員を生じたときは、速やかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 センター長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、センター長に事故があるときは、互選による委員がその職務を代行する。

(議決)

第6条 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、情報センター事務長が総括する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。